

令和7年度

受付締切は令和8年3月31日

# 古河市不妊治療助成金交付事業のご案内

古河市では、不妊治療に取り組む夫婦を応援するため、保険適用外の治療・検査に対する助成を行っています。

## ◆対象となる治療

国が承認する医療機関において行われた不妊治療であり、医師が必要と認めた治療および検査のうち、医療保険適用外であるもの

## ◆対象者(全てに該当する方)

- ・夫婦（事実婚を含む）のいずれかが、不妊治療日から遡って1年以上、市内に住所を有していること
- ・治療日において、妻の年齢が43歳未満であること
- ・保険適用外の不妊治療・検査を受けていること
- ・市税の滞納がないこと
- ・申請する治療・検査について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと

## ◆助成金額

一律 30,000円 ※年度内に1回の助成となります

## ◆申請できる期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの治療は、**令和8年3月31日まで**に申請してください。

**※令和8年3月31日までに申請できない場合は、必ず子育て包括支援課へご連絡ください。**

**※令和8年3月31日までに連絡がない場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。**

## ◆申請方法・必要書類

次の書類を、子育て包括支援課に提出ください。様式は子育て包括支援課窓口にて配布または市のホームページからダウンロードできます。

- (1) 不妊治療助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 領収書・診療報酬明細書（コピーを提出する場合は、原本もご持参ください）
- (3) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 申請者及びその配偶者の住所を証する書類
- (5) 申請者及びその配偶者の婚姻関係を証する書類又は事実婚等に関する申立書（様式第2号）
- (6) 振込先の通帳の写し等口座情報が分かるもの

※ (3)(4)は、公簿により確認できる場合は、書類の添付を省略することができます。

※ (5)は、夫婦で住所が異なる場合、事実婚の場合は、提出が必要です。

※ 申請欄等に、自署または記名捺印が必要となります。必要時は印鑑を持参ください。

★様式等はこちらからダウンロード



## ◆問い合わせ先・申請先

古河市子育て包括支援課（古河市新久田 271-1 古河福祉の森会館内）

電話 0280-48-6881（平日 8:30～17:15）